

広島県等における高病原性鳥インフルエンザ発生  
及び鳥取市内での野鳥等からのウイルス確認  
に伴う庁内連絡会議

日時：令和3年12月7日（火）

午後4時から 第4応接室

出席：知事

鳥インフルエンザ対策チーム

（副知事、農林水産部、生活環境部）

危機管理局

# 会議内容

- 1 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 2 千葉県、埼玉県、広島県での発生概要
- 3 国の対応
- 4 鳥取市気高町日光の検出事例概要
- 5 鳥取県の対応
- 6 山口教授のコメント
- 7 県民への情報提供

# 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の鳥インフルエンザ発生状況】令和3年12月7日現在

- 家きんでの発生
- 低病原性ウイルス確認
- 野鳥、環境水での確認
- 野鳥、環境水での確認  
家きんでの発生

**鹿児島県出水市**

- ・11月11日 環境水  
H5亜型(高病原性)
- ・11月13日(2例目)  
採卵鶏 3万9千羽  
H5N1(高病原性)
- ・11月15日(3例目)  
採卵鶏1万1千羽  
H5N8(高病原性)
- ・11月21日ナベヅル  
H5N8(高病原性)
- ・11月29日(環境水2地点)  
H5N8(高病原性)
- ・12月6日(環境水)  
H5N8(高病原性)
- ・12月5日マガモ  
型別検査中

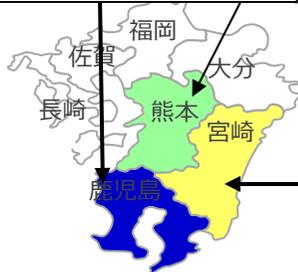
12月3日(5例目)  
熊本県南関町  
肉養鶏(6万7千羽)  
H5N1(高病原性)

11月10日(1例目)  
秋田県横手市  
採卵鶏 14万5千羽  
H5N8(高病原性)

12月7日※病原性検査中  
**鳥取市(日光池)**  
環境水(H5亜型)  
野鳥糞便(H7亜型)

11月17日(4例目)  
兵庫県姫路市  
採卵鶏 15万5千羽  
H5N1(高病原性)

12月5日(6例目)  
**千葉県市川市**  
あひる(あいがも) 340羽  
H5亜型(高病原性)



## 国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん)

	発生地	鶏種	飼養羽数	発生日	防疫措置完了日 (殺処分完了日)	血清亜型
1	秋田県横手市	採卵鶏	144,539羽	11月10日	11月12日	H5N8
2	鹿児島県出水市	採卵鶏	39,000羽	11月13日	11月14日	H5N1
3	鹿児島県出水市	採卵鶏	11,000羽	11月15日	11月15日	H5N8
4	兵庫県姫路市	採卵鶏	155,000羽	11月17日	11月22日	H5N1
5	熊本県南関市	肉用鶏	67,000羽	12月3日	12月4日	H5N1
6	千葉県市川市	あひる	340羽	12月5日	12月5日	H5亜型
7	埼玉県美里町	採卵鶏	17,000羽	12月7日		H5亜型
8	広島県福山市	採卵鶏	30,000羽	12月7日		H5亜型

## 国内の鳥インフルエンザ発生状況(野鳥等)

	発生地	材料	採材日	確定日	血清亜型
1	鹿児島県出水市	環境水	11月8日	11月11日	H5亜型
2	宮崎県宮崎市	野鳥の糞便	11月9日	11月16日	H5N1
3	鹿児島県出水市	ナベヅル	11月19日	11月21日	H5N8
4,5	鹿児島県出水市	環境試料(水) 2検体	11月22日	11月29日	H5N8
6	鹿児島県出水市	環境試料(水)	11月29日	12月6日	H5N8
	鹿児島県出水市	マガモ	12月3日	12月5日	判定中
	鳥取県鳥取市	環境試料(水)	12月1日	12月7日	H5亜型
	鳥取県鳥取市	糞便	12月1日	12月7日	H7亜型

# 千葉県、埼玉県、広島県での発生概要

	千葉県(国内6例目)	埼玉県(国内7例目)	広島県(国内8例目)
所在地	千葉県 市川市	埼玉県 美里町(みさとまち)	広島県 福山市
飼養状況	あひる(あいがも) 約340羽	採卵鶏 1万7千羽	採卵鶏 3万羽
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月4日(土) 宮内庁新浜鴨場から死亡やふらつき症状が見られる旨の通報を受け、立入検査を実施 同日、簡易検査を実施し陽性</li> <li>・12月5日(日) 午前5時に遺伝子検査で疑似患畜確定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月6日(月) 当該農場から死亡羽数が増加しているとの通報を受け、立入検査並びに簡易検査を実施し陽性</li> <li>・12月7日(火) 午前1時30分に遺伝子検査で疑似患畜確定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月6日(月) 当該農場から死亡羽数が増加しているとの通報を受け、立入検査並びに簡易検査を実施し陽性</li> <li>・12月7日(火) 午前5時に遺伝子検査で疑似患畜確定</li> </ul>
各県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該農場の飼養家さんの殺処分及び消毒(12/5完了)</li> <li>・移動制限 半径3km以内の区域(対象農場なし)</li> <li>・搬出制限 半径3~10kmの区域(対象農場なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却</li> <li>・移動制限 半径3km以内の区域(6農場65万羽)</li> <li>・搬出制限 半径3~10kmの区域(54農場)</li> <li>・消毒ポイント設置(4か所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却</li> <li>・移動制限 半径3km以内の区域(対象農場なし)</li> <li>・搬出制限 半径3~10kmの区域(6農場 約8万羽)</li> <li>・消毒ポイント設置(5か所)</li> </ul>

**※各県から家畜防疫員(獣医師)の派遣要請はなし**

**鳥取県に制限範囲は入らない**

# 国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 農林水産省の専門家を現地に派遣
- 3 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

# 鳥取市気高町日光の検出事例概要

12月1日に鳥取市気高町で採取した環境水及び野鳥糞便から、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された。

## 1 野鳥糞便の採取地点

鳥取市気高町日光地内

## 2 経緯

12月1日(水) ・県が環境水2検体と野鳥糞便10検体を採取

12月7日(火) ・鳥取大学が検査を実施した結果、環境水1検体(H5亜型)、野鳥糞便1検体(H7亜型)から鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認

※病原性は未確定(鳥取大学で遺伝子検査を実施中)

※病原性が高病原性で確定した場合、採取地点の周辺10km圏内を、環境省が野鳥監視重点区域に指定

# 環境水・野鳥糞便採取地

環境水・野鳥糞便採取地



# 鳥インフルエンザウイルスを検出した採取場所



写真の採取場所で、環境水1検体、野鳥糞便1検体から鳥インフルエンザウイルスを検出

# 鳥取県の対応

- 1 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
  - ・千葉県、埼玉県、広島県の発生農場と本県農場は疫学関連無し
- 2 発生情報の周知と年内全農場の緊急点検を実施  
(養鶏場78戸、市町村、学校、福祉施設等)
- 3 予備費を活用した県内養鶏場の一斉消毒、遺伝子診断の強化
  - ・消石灰、消毒薬を配布し散布済 (4,000千円)
  - ・鳥インフルエンザの診断迅速化対応
- 4 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
  - ・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済
  - 総合事務所単位での防疫演習を実施済
  - (11/10東部地域振興事務所、11/17中部総合事務所、11/18西部総合事務所)

# 鳥取県の対応

- 5 ウイルス確認地点から半径10kmを野鳥監視重点区域と想定し  
区域内の家きん3農場の緊急点検を実施(12/7)
- 6 「野鳥監視ステージ3」にレベルを引き上げ野鳥等のサーベイラ  
ンスを実施中

## ○糞便等調査

- ・今シーズンから鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、期間  
を通し、渡り鳥が多く集まる県内3カ所の湖沼で糞便及び環境水調査  
を実施中(11/16～) ※12/6時点で、日光地区を除き、陰性又は検査中

月	11	12	1	2	3	4
日光地区						
東郷池	← 毎月実施 →				流行状況により検討	
米子水鳥公園						

- 渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の県内68カ所(東部31、中部8、西部29)  
の監視を実施中 ※12/6時点で、異常な野鳥等は見つかっていない

# 野鳥監視重点区域の想定範囲



# 愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

## 1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底  
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

### <注意喚起事項>

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。  
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

## 2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(11事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

## 山口教授のコメント

- 1 今シーズンも昨シーズンと類似した発生傾向
- 2 カモ類は感染しても無症状であることが多く、感染予防のためには鳥取県を含め日本中どこでもウイルスが存することを前提にした対応が必要
- 3 本格的な冬鳥のシーズンを迎え、さらに群れの中でウイルスが拡散し、リスクがなお一層高まることが予測
- 4 現場での苦労は察するに余りあるかと思う。日々の消毒、野生動物の侵入対策など今一度飼養衛生管理基準を確認し、日常業務の中で、地道にそうした作業を日々継続していただくことがリスクを下げる最も有効な方法

# 県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の通報体制、愛玩鳥の飼育方法、食の安全について周知徹底 ⇒12/12に日本海新聞に広告を掲載予定
- ※11/2～12/6 鳥インフルエンザ相談件数 26件(東部:10件、中部:3件、西部:13件)
- 流行シーズン中、県ホームページ「とりネット」トップページに、鳥インフルエンザ特集ページへのリンクを常時掲載

[ワクチン接種を積極的に検討してください\(2021年12月1日更新\)](#)

<b>知事のページ</b> 記者会見、日誌、プロフィール.. 	<b>注目・新着</b> 報道提供資料      防災・救急	<b>新型コロナウイルス対策ふるさと納税</b> ご寄附は、医療体制整備、生活困窮者対策等に活用させていただきます。なお、 <a href="#">詐欺サイトに注意!</a>
	<b>注目情報</b> <a href="#">とっとり雪みちNavi(雪道情報)</a> <a href="#">鳥インフルエンザに関するメッセージ、相談窓口</a> <a href="#">注意喚起情報一覧</a> <a href="#">募集中のパブリックコメント(意見公募)</a>	
<a href="#">県議会</a> <a href="#">県教育委員会</a> <a href="#">県警察本部</a>	<b>案内、入札等の新着情報</b> → <a href="#">全ての分野の新着</a> <a href="#">職員募集</a> <a href="#">RSS</a> 令和4年度産業人材育成センター入校生募集のお知らせ	<b>広告欄</b>  <a href="#">バナー広告の募集</a>
		<b>県政へのご意見</b> <a href="#">各所属連絡先</a> <a href="#">県民の声</a> <a href="#">県民の声への対応</a>

# 対応窓口

(24時間対応しています。)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247	( // )
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275	(夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	( // )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	( // )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	( // )
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	( // )

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663	
------	--------------	--

# 県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
  - ・野鳥を素手で触らないでください。
  - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
  - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
- ※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。